

母子家庭等医療費返還金の債権放棄について

1 債権放棄の概要

債務者が事実婚の状況を申告しなかったために、母子家庭等医療費助成金の過払が発生した。本人に支払う意思が無く滞納が続いており、履行の見込みがないことから、浜松市債権管理条例第12条第1項第6号により債権放棄したため報告するもの。

2 債権放棄に至る経緯

平成21年12月通報により債務者の事実婚が発覚した。これを受け、平成22年2月に本人に支払った母子家庭等医療費の助成金（平成21年11月支払分1,340円、平成22年1月支払分2,420円、同年2月支払分1,940円）の過払が発生した。同年9月本人が来庁し、男性と同居していることを認めたため、過払が確定した。同年同月に納入通知書を発送。平成24年に磐田市に転居。以降再三にわたり、催告するも納入されない。債権金額が少額であることから、債権処理検討庁内委員会による検討の結果、債権放棄が妥当と判断されたため、浜松市債権管理条例第12条第1項第6号に基づき債権放棄した。

3 債権放棄の内容

(1) 放棄件数・金額 1件 5,700円

放棄理由	債権放棄該当事項 (浜松市債権管理条例適用条項)	件数	放棄額
金額少額	第12条第1項第6号	1件	5,700円

(2) 放棄年月日 令和2年4月3日

参考 浜松市債権管理条例（抄）

（その他の債権の放棄）

第12条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1)～(5) 略

(6) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。

以下略